○経済産業省告示第二百四十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

平成二十七年十一月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

本則中「規定に基づき、」を削り、本則に次の一号を加える。

二十四　水銀化合物であって、次に掲げるもの

イ　塩化第一水銀（塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ロ　酸化第二水銀（酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ハ　硫酸第二水銀（硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ニ　硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ホ　硫化水銀（辰砂に含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合（辰砂に含まれる場合を除く。）は、硫化水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

○国土交通省告示第千百十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、同法第二十五条の七十において準用する同条六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十七年十一月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十七年十一月一日

二　登録番号　3

三　登録の更新を受けた船級協会の名称　DNV GL AS

四　住所　Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 0219 BÆRUM, KINGDOM OF NORWAY

五　代表者の氏名　Henrik O. Madsen

六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
ノルウェーオスロ本部	Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 0219 BÆRUM, KINGDOM OF NORWAY
神戸承認センター	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング９階
神戸支部	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング８階
横浜支部	神奈川県横浜市中区桜木町１丁目１番８号　日石横浜ビル14階
広島支部	広島県広島市東区光町１丁目12番16号　広島ビル７階

○国土交通省告示第千百二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり証書発給船級協会の登録を更新したので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十七年十一月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十七年十一月一日

二　登録番号　3

三　登録の更新を受けた証書発給船級協会の名称　DNV GL AS

四　住所　Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 0219 BÆRUM, KINGDOM OF NORWAY

五　代表者の氏名　Henrik O. Madsen

六　証書発給を行う事業所の名称及び住所

名　称	所　在　地
ノルウェーオスロ本部	Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 0219 BÆRUM, KINGDOM OF NORWAY
神戸承認センター	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング９階
神戸支部	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング８階
横浜支部	神奈川県横浜市中区桜木町１丁目１番８号　日石横浜ビル14階
広島支部	広島県広島市東区光町１丁目12番16号　広島ビル７階

○国土交通省告示第千百二十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十七年十一月十一日　国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十七年十一月一日

二　登録番号　3

三　登録の更新を受けた船級協会の名称　DNV GL AS

四　住所　Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 0219 BÆRUM, KINGDOM OF NORWAY

五　代表者の氏名　Henrik O. Madsen